

平成26年9月25日



総務省

Ministry of Internal Affairs
and Communications

第2回 認知症高齢者等にやさしい地域づくりに係る関係省庁連絡会議

総務省の高齢者施策

平成26年9月25日

総務省地域力創造グループ地域振興室

過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

過疎集落等を対象に、継続的な集落の維持活性化のため、基幹集落を中心として複数の集落で構成される集落ネットワーク圏において、「集約」と「ネットワーク化」を図りながら、生活の営み（日常生活支援機能）を確保するとともに、生産の営み（地域産業）を振興する取組をモデル的に支援する。

取り組みのポイント

- 市町村が集落ネットワーク圏の範囲や活性化の基本方針等を含む「集落ネットワーク圏計画」を作成
- 集落ネットワーク圏を支える中心的な組織体制を確立しつつ、総合的な活性化プランを策定
- 活性化プランに基づく「生活の営み」や「生産の営み」に係る事業を、地域住民等が地域内外の主体と連携して実施

集落ネットワーク圏における取組イメージ



※集落ネットワーク圏の範囲は、新旧小学校区、旧町村等を想定

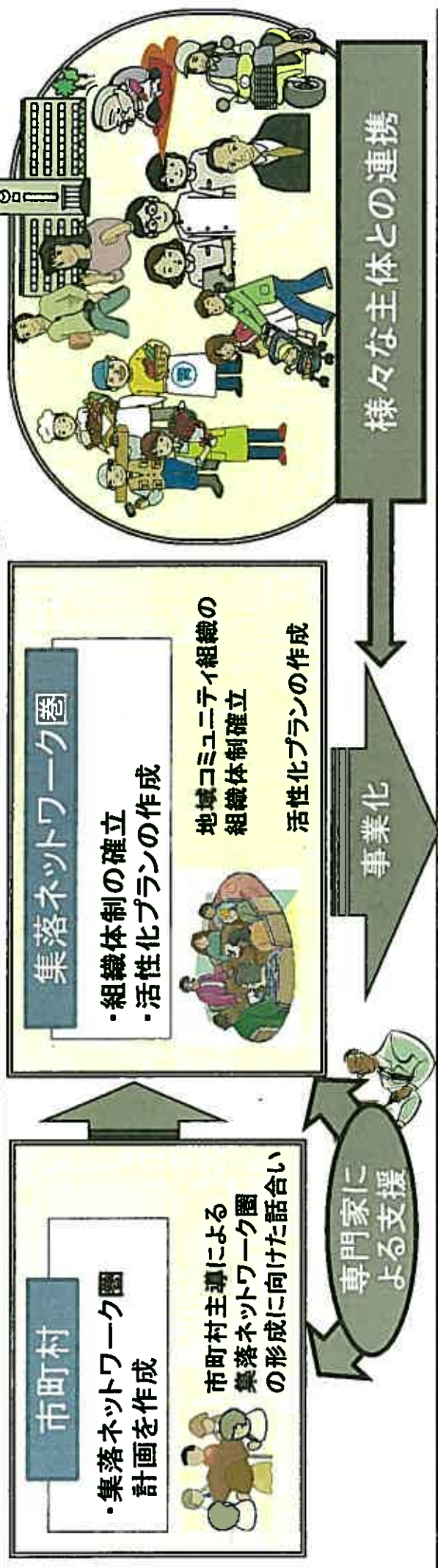
施策の概要

- (1) 事業主体 集落ネットワーク圏を支える中心的な組織（地域コミュニティ組織）、市町村等
- (2) 交付額 1事業あたり2,000万円以内
- (3) 平成27年度概算要求額 1,000,000千円
- (4) 対象事業 集落ネットワーク圏の形成に係る取組及び活性化プランに基づく活性化のための事業

<事業のイメージ>



集落ネットワーク圏モデル事業イメージ



専門家に
よる支援

生活の安全・安心確保

- ① **買い物支援・交通支援対策**
 - ・ インターネットを利用した買物支援システムの導入
- ② **見守り等の高齢者福祉対策**
 - ・ 高齢者や交通弱者世帯に燃料配達をするための車両整備
- ③ **防災対策**
 - ・ 地区合同避難訓練や地区防災マップの整備

都市と地域の交流・移住促進

- ① **農業体験等の体験交流**
 - ・ 田植え・稲刈り・餅つき体験を通じた地域内外住民との交流会開催
- ② **移住促進に向けたPR活動等**
 - ・ 移住希望者を募集し、改修した空き家をお試し住宅として活用

地域文化の保存・伝承

- ① **伝統文化の保存・伝承**
 - ・ 地域伝統の踊りを次世代に継承するため、途絶えていた祭りを復活

産業振興

- ① **新たな特産品開発**
 - ・ 地域のシンボルである植物を用いた新製品を大学と連携して開発
- ② **新たな産業の構築**
 - ・ 希少価値のある農産物の生産学習会などを開催し、収益性の高い地域農業を確立
- ③ **農産物等の販売促進**
 - ・ 特産農産物のマイスター検定や販売ルート開拓、即売会のイベント開催によりブランド化・販売促進

人材の活用施策

地域おこし協力隊

H27概算要求額：2.5億円

- 地方自治体が、3大都市圏をはじめとする都市圏から都市住民を受入れ、「地域おこし協力隊」として委嘱。
- 隊員が、住民票を異動させ、概ね1年以上3年程度地域で生活し、地域協力活動に従事。
- 地域おこし協力隊員 **318** 団体(4府県314市町村) **978** 人
※平成25年度特別交付税ベース

財源手当

- ・ 上記の取組(隊員の募集等に要する経費、隊員の活動等に要する経費)が特別交付税の算定対象
- ・ 隊員1人あたり400万円(報償費等200万円+その他経費200万円)を上限
- ・ 募集に係る経費として、1自治体あたり200万円を上限

秋田県上小阿仁村

【概要】

- ・ 1名の地域おこし協力隊員を受け入れ
- ・ 隊員OBも「地域活性化応援隊」として引き続き集落で活動

【活動内容】

- ・ 集落の農林業の保全と低下した集落機能の活性化。
- ・ 家屋周辺の排雪補助や住民の生活支援、周辺の環境保全。
- ・ 観光マップや観光案内板の作成等。

【ポイント】

- ・ 高齢者集落に隊員が居住し、低下した集落機能の活性化と住民との信頼関係構築を図りつつ、伝統芸能の復活、地域特性を利用した農林業の活性化と定住化の促進を図る。



住民と一緒に八木沢公民館前にて

集落支援員

- 地方自治体が、地域の実情に詳しい人材で、集落対策の推進に関して、ノウハウ・知見を有した人材を「集落支援員」として委嘱。
- 集落支援員が、集落への「目配り」として、集落の状況把握、集落点検の実施、住民と住民、住民と市町村の間での話し合いの促進等を実施。
- 平成25年度 専任の「集落支援員」の設置数 **741** 人
※自治会長などとの兼務の集落支援員の設置数 3,764人
※平成25年度特別交付税ベース

財源手当

- ・ 上記の取組(集落支援員の活動、集落点検及び話し合いの実施に要する経費)が特別交付税の算定対象
- ・ 支援員1人あたり350万円を上限(他の業務との兼任の場合、1人あたり40万円を上限)

新潟県上越市

【概要】

- ・ 高齢化率50%以上の集落を対象に8名の集落支援員を設置。

【活動内容】

- ・ 集落巡回、広報だよりの作成、集落点検カルテの作成。
- ・ 雪かきを手伝ってくれる有志をリスト化し、集落内で助け合う仕組みづくり。

- ・ 地域資源発掘イベントの企画、運営。

【ポイント】

- ・ イベントの準備など、足手まといになるからと参加を遠慮していたお年寄りに、出来ることを分担し、準備から参加してもらおうことで、生きがいを作る。



暮らしを支える地域運営組織に関する調査研究事業

H27概算要求額：0.3億円

事業目的

地域で暮らしを支える人々を中心となって形成され、小さな自治機能を果たしている地域運営組織が抱える資金確保の方法や人材育成の仕組み、多様な活動にふさわしい組織形態のあり方などの課題について調査・研究を行う。

事業概要

高齢化による生活機能の低下

人口減少による集落の生活支援機能の低下

財政的制約等による公的サービス供給能力の低下

地域運営組織

地域住民が中心となって送迎、雪かき、見守り、買い物支援などの「暮らしを支える活動」に有償で取り組んでいる組織。全国には1,600を超える組織があり、8割を超える市町村が必要性を感している。

様々な課題に直面

- ・組織の約8割は法人格を持たない任意団体
- ・活動資金の多くを市町村補助金に頼る現状
- ・福祉的な取り組みが大半で収益事業的な展開は少ない

地域運営組織の健全かつ持続的な活動を確保するための課題解決モデルを提案

事業例 (H25調査研究事業)

秋田県横手市

【活動内容】

高齢化、人口減少の続く横手市周辺部集落において、これまでは自らが手がけていた雪下ろしに対応できない世帯が増加。任意団体である共助組織が雪下ろしを低価格で手がける。
例年がない豪雪の中、共助組織のある地域では、早期に作業が行われた。



島根県雲南市

【活動内容】

市内全域で概ね小学校区を単位とする任意の住民組織「地域自主組織」が結成され、小規模多機能自治の活動として、高齢者の見守り事業、配食事業等を実施。
同様の取組を行っている伊賀市、名張市、朝来市との共同研究を実施。



山口県山口市

【活動内容】

地元世帯が出資し設立した任意団体「地福ほほえみの郷協議会」により、撤退したスーパー跡地に開設した交流型拠点スーパー「ほほえみの郷トイトイ」を運営。
タブレット型端末を活用した見守りや買物支援を実施。



愛媛県今治市

【活動内容】

人口21人16世帯の限界集落である離島の津島において、NPO法人「アクションアイランド」が津島をフィールドとして島民と連携したボランティアリズムを実施。
大学生が島を訪問し、高齢者の島民と交流し、30年ぶりに秋祭りを復活させた。



避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針の概要

避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針

災害対策基本法の一部改正により、新たに、避難行動要支援者名簿の作成、名簿情報の避難支援等関係者等への提供等の規定が設けられたことを受け、市町村を対象に、その事務に係る取組方法等を指針として示したものの。

<構成と主な内容>

第Ⅰ部 改正災対法に基づき取り組む必要がある事項

第1 全体計画・地域防災計画の策定

避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、重要事項については、防災計画に定めるとともに、細目的な部分も含め、下位計画として全体計画を定めること。

第2 避難行動要支援者名簿の作成等

(1) 要配慮者の把握

関係部局等が把握している要介護高齢者や障害者等の情報を把握すること。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成

要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮し、避難行動要支援者の要件を設定し、名簿を作成すること。

(要件からもれた者も、自ら名簿への掲載を求められることができること)

(3) 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

避難支援に必要となる情報を適宜更新し、関係者間で共有すること。

(4) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

- ・市町村担当部局が避難行動要支援者本人に郵送や個別訪問など、直接働きかけることにより、平常時から、名簿情報を広く支援等関係者に提供することについて説明し、意思確認を行うこと。
- ・情報管理を図るよう必要な措置を講じること。(当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する、施錠可能な場所での保管の徹底、必要以上に複製しない、研修会の開催等)

避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針の概要

第3 発災時等における避難行動要支援者名簿の活用

(1) 避難のための情報伝達

防災無線や広報車、携帯端末の緊急速報メールなど複数の手段を組み合わせるとともに、障害の区分等に配慮し、多様な手段を用いて情報伝達を行うこと。

(聴覚障害者用情報受信装置、受信メールを読み上げる携帯電話等)

(2) 避難行動要支援者の避難支援

- ・ 平常時から名簿情報を提供することに同意した者については、名簿情報に基づいて避難支援を行うこと。
- ・ 避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意すること。
- ・ 平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求めること。

(3) 避難行動要支援者の安否確認の実施

- ・ 安否確認を行う際に、避難行動要支援者名簿を有効に活用すること。
- ・ 安否確認を外部（民間企業、福祉事業者）に委託するときには、災害発生前に協定を結んでおくこと。

(4) 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

地域の実情や特性を踏まえつつ、名簿情報について避難場所等の責任者に引継ぐとともに、避難場所から避難所への運送を行うこと。

第Ⅱ部 さらなる避難行動支援のために取り組むべき事項

第4 個別計画の策定

地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、市町村又はコーディネーター（民生委員等）が中心となって、避難行動要支援者と打合せ、具体的な避難方法等についての個別計画を策定すること。

第5 避難行動支援に係る地域の共助力の向上

地域の特性や実情を踏まえつつ、防災や福祉、保健、医療等の各分野間の関係者や機関同士が連携して、

- ・ 高齢者や障害者に対する災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災関係者に対する地域の防災力を高めるための研修を行うこと
 - ・ 民間団体等（民間企業、ボランティア団体等）との連携を図るとともに、防災訓練により、情報伝達や避難支援が実際に機能するか点検すること
- などを適切に取り組むこと

長崎市認知症高齢者グループホーム火災(H25.2) を踏まえた主な改正事項

消防法施行令(政令)の改正

○自力避難困難な方が入居する高齢者施設及び障害者施設等について、原則として全ての施設にスプリンクラー設備を設置することを義務づける(面積要件275㎡→0㎡)。

ただし、例外として、延焼を抑制する施設構造を持つものには設置不要。

さらに、0～275㎡の障害者施設等については、介助がなければ避難できない方が多数を占める施設に限定。

※ 新築建築物には平成27年4月、既存建築物には平成30年4月から適用。

消防法施行規則(省令)の改正

○自動火災報知器と火災通報装置の連動の原則義務化 等

<検討経緯>

平成25年9月6日

「高齢者認知症グループホーム等火災対策検討部会」報告書公表

12月27日

消防法施行令及び消防法施行規則の一部を改正(公布)

平成26年3月28日

「障害者施設等火災対策検討部会」報告書公表

3月26日・28日

消防法施行規則の一部を改正(公布)

及び関係する消防庁告示を制定(公布)

地方公共団体等との協議、受託によるもの①

(参考)

- ひまわりサービスは、日本郵便株式会社が社会貢献の一環として、過疎地域の高齢者を対象に、配達業務と同時に無償で実施。
- その他、過疎地域に限定しないサービスとして、地方公共団体からの委託を受けて高齢者の生活状況を確認し、書面で報告する等のサービスを有償により実施。

1 ひまわりサービス

【概要】

- ひまわりサービスは、過疎地域における70歳以上の一人暮らしの高齢者及び高齢者夫婦世帯を対象とした在宅福祉サービス(無償)。
- 過疎地域の地方公共団体、社会福祉協議会等と協議の上実施。平成9年開始、平成25年3月末現在、85局(100自治体)で実施中。

外務員による励ましの声かけ

外務員が、対象世帯あての郵便物等を配達する際に、「お元気ですか」など励ましやいたわりの声かけを行う。



郵便物等の集荷サービス

対象世帯が差し出したい郵便物等があるときに、支店の外務員が、その郵便物等の集荷を行う。



その他にも、次のサービスがあります。

- ・ 励ましメッセージのお届け
小学生等が書いた励ましのメッセージを、郵便により対象世帯へお届けする。
- ・ 生活用品等の配達サービス
生活用品等を注文するはがきを受け取り、ゆうパックで注文品をお届けする。

地方公共団体等との協議、受託によるもの② (参考)

2 地方公共団体受託業務(高齢者の生活状況確認等)

【概要】

- 有償により高齢者の生活状況確認等を実施(地域の限定はなし)。
- 平成25年3月末現在、25局(29市町村)で実施中。

【参考】現在受託中のサービス・メニュー

| | | |
|---|---|--|
| <p>① 高齢者への生活状況確認</p> | <p>② 日用品の注文・図書の貸出し等受付</p> | <p>③ 廃棄物の不法投棄に関する情報提供</p> |
| <p>地方公共団体が選定した対象者宅</p> <p>① 生活状況を聞き取り、記録票を作成</p>  <p>外務担当社員が高齢者対象者宅に定期的(月に1~2回程度)に立ち寄り、生活状況を確認し、市町村に報告。</p> | <p>地方公共団体が選定した対象者</p> <p>① 図書館の図書名及び著者名を聞き取り、記録票を作成</p>  <p>② 配達担当者が高齢者宅に定期的(月に立ち寄り、図書館の図書の貸出し等の受付)の図書の受け取り</p>  <p>配達担当者が高齢者宅に定期的(月に立ち寄り、図書館の図書の貸出し等の受付)の図書の受け取り。</p> | <p>指定された場所の見回り</p>  <p>② 不法投棄を発見した場合は報告書をFAX送信</p>  <p>外務担当社員が廃棄物の不法投棄がないか、市町村指定の場所を定期的に見回り。</p> |